

## 平安初期の官人と律令政治の変質

佐藤 宗 諄

【要約】公民の分解もすずみ、律令的な土地制度も負担体系も根本的に動揺していたにも拘らず、とにかく九世紀を通じて、まがりなりに律令政治が展開しえたことは事実である。それが基本的には律令的支配階級にとつてかわるべき階級的勢力の未熟さによつていたこともまた周知のことである。だが直接政治の局面について考えると、それは当時、国家によつて「良吏」として把握された官人——とくに国司——達を分析することによつて理解できるものである。彼ら「良吏」はまぎれもない律令官人でありながら、従来にはみられない現実性をもっている。本稿ではそれを論証するために、六国史の史料性を検討することからはじめ、その登場の要因等を考察し、その歴史的 성격にまで論及したつもりである。本稿でその分析の中核として、わざわざ数的には例外とも考えられそうな「良吏」に注目したのは、従来のように彼らを例外としてのみ理解することによつては、この律令政治の多様な可能性を含む崩壊過程を正しく把握できないと考えたからに外ならない。

まだ九世紀には「良吏」のもとで公民の大多数が基本的には国家に対抗するよりも依存する動きを示さざるをえなかったことが、この政治の一応の成功の原因であつたし、それが次に律令国家を変形させた古代国家としての撰関政治体制の出現を保障する一つの前提的役割を果したと考えられるのである。

### はじめに

いま、わたくしの脳裡をかすめるのは「日本古代史の諸問題は古代が崩壊する時代の分析からのみ正しく提起される、古代から中世への転換時代の研究は古代史研究の終末

ではなくして、むしろその出発点でなければならぬ」という石母田正氏のことばである。わたくしはここで平安初期の政治的社会、及びそれがいかなる点で八世紀のそれと異なるかを明らかにしようとしている。班田農民の闘争の成果が平安初頭の政治に何をもたらし、それが次代に何を残し

たか、その具体的あり方を実証して律令制の本質を理解するための一助にしようとするのが本稿の目的である。

ところで本論に入る前に、いちじるしい日本古代史研究の進歩にも拘らず、比較的停滞の感がある平安初期政治史について、『画期的な業績をあげられた石母田氏の『古代末期の政治過程及び政治形態』にふれておかねばならない。そこで氏は平安初期を評して次のように論じられた。

この時代は、奈良時代における社会的、政治的矛盾の展開にもかかわらず、真に古代國家を變革すべき階級的勢力が未成熟であり、したがって律令制的政治体制の一時的再建の企図が果される条件が存在し、一世紀にわたって相対的な政治的安定が見られた時代であった。

この指摘はそれ自身としては、きわめて当をえており異論をさしはさむべくもない。しかし、具体的に「律令制的政治体制の一時的再建の企図」とその「条件」とはどのようなものであるか、この点についての石母田氏の分析にまで立ち至ると問題がある。一方で氏は次のようにいう。<sup>⑤</sup>

平安初期における律令体制の相対的安定、皇室の權威の回復、若干の復古的現象の背後にあるものは、官田・公宮田その他の

國營田の拡大と創設、勅旨田の急速な設置等に典型的にみられるように、崩壊しようとする律令体制および班田制を古代的・奴隸制的形態において再編成しようとする企図が一時的に成功したことにあった。律令体制は一時的にせよ、まだかかる再編成を可能ならしめるだけの政治力をもっていたのである。

ここに二つの問題がある。一つは律令体制の相対的安定の背後に奴隸制的形態での再編成の典型とされた勅旨田・官田等が氏のいわれる程に意義づけうるかという点である。今一つは右を認めるとしても、氏の研究では直接には明らかにされていない八世紀以来の律令体制そのものの内部的な變質過程こそが、律令体制の没落過程の研究にとって主題となるべきではないかということである。その意味において再検討が必要ではあるまいか。いいかえれば、それは石母田氏が皇室の豪族化をもって政治的安定の要因とされた方法自体に関連してくる。<sup>⑥</sup> 少くとも政治的安定が一時的にもせよ可能であるためには、支配階級と被支配階級との間に露呈しはじめた矛盾を緩和するとそれなりの体制が成立していたと考えるべきであり、それは決して皇室の豪族化といつて解決する問題ではあるまい。

古代国家没落の歴史を追究するためには、被支配階級の動向にふれつつ支配階級の対応政策の具体的変遷を明らかにしなければならぬ。それなくしてこの過渡期の評価もありえない。本稿の目的は右のような反省と視角にたつて平安初期政治史の一端を究明することにある。ここでは公民の動向を基本にそなえ、直接には「薨卒伝」の特色を明らかにし、その後にある平安初期における律令政治の歴史的特質にふれたいとおもう。かかる意味において本稿は平安初期政治史研究のための序章にすぎない。

- ① 石母田正氏『中世的世界の形成』初版跋。
- ② 石母田正氏『古代末期政治史序説』一三頁。
- ③ 同『古代末期政治史序説』三二一頁。
- ④ 例えばこれに対する批判としては林屋辰三郎氏「院政政権の歴史的评价」（同『古代国家の解体』所収）がある。私もこの点に関する限りは林屋氏の説に賛成である。
- ⑤ この点、門脇禎二氏の批判は当を得ていると思われる（同『律令体制の変貌』岩波講座『日本歴史』3所収）。

## 一 「薨卒伝」とその特質

古代史研究にとってもっとも基本的な史料である「六国史」は、その性格・編纂方法によるのか、比較的個性に富

んでいない。それは従来から日本書紀、それに続日本紀を除けばほとんど編纂過程や史料価値の検討が行われていないことに象徴的である。しかし「いやしくも史たる以上、その時代の大勢を反映し、撰者の個性を暴露しないものはない」として、坂本太郎氏は緻密な分析からそれぞれの個性とその要因を追究され、貴重な成果を収めている<sup>①</sup>。そうした坂本氏の分析の一つの中核となったのは、官人等の薨卒に際してその伝記をのせたいわゆる「薨卒伝」である。しかし、それは国史の性格を示すものとしてのみではなく、九世紀の政治史を考える上にもきわめて重要な意義を担っているとおもわれる。そこで、まず坂本氏の業績によりつつ、「薨卒伝」がいかなる特質をもっているかを検討したい。もとより「伝」の検討は六国史それぞれの編纂過程に直接かかわる問題であって安易に論ずることはできない。ここでは本稿の主題にかかわる形態の一部を論ずるにとどめて、全体の検討は後日を期したい。

一般に六国史は後になる程内容が豊富となり、体裁が整ってくるといわれているようである。そこで、内容の検討に入る前に、「伝」のごく一般的な形式上の問題について

の概略を記して、後の便宜に資したいとおもう。

まず形態の問題である。普通「伝」は種々雑多な形態をとっているようにおもわれるが、そのもっとも整備されたものは、(若干の変動はあるが)基本的にはおよそ次のような型をとっているようである。

官位(A)・官職(B)・氏姓名(C)・系譜(D)・経歴(E)・年齢(F)・批評(G)

本稿で問題にしようとするのは経歴(E)の内容であるが、それは後述するとして、まず右のような型の「伝」が日本書紀をのぞいた五国史ではどのように存在するか、調査の結果を表示しておこう(第1表)。

第1表

	記事総数	官人	「伝」ナク記事 ノミノモノ	「伝」不完 全ナルモノ	「伝」完全 ナルモノ
続日本紀(上)	一四二	一一六	七六	三九	一
ク(下)	一五三	九九	四四	一七	三八
日本後紀	四九	三〇	六	一一	一三
続日本後紀	九九	六〇	一一	七	三三
文徳実録	八二	六四	二	三	六〇
三代実録	一九二	一二三	一八	一〇	六七

① 続日本紀ハソノ成立事情カラ卷二十ヲサカイトシテ上・下二分シタ。

② 総数ノウチ、続日本後紀ノ六、三代実録ノ一二ハ紀略ノモノデアル。

③ 「伝」ナク記事ノミノモノノウチ、紀略ニヨルモノハスベテ省イタ。マタ三代実録ニハコノ他「云々」ト記サレタモノガ二八アル。

右の結果、続日本紀(上)では殆ど「伝」は存在せず、わずかに父の名を記した系譜(D)や年齢(F)が記されている例が約三割を示しているにすぎない。しかるに続日本紀(下)になると約四割はほぼ完全な「伝」を有するに至り、文徳実録に至ると、約九割五分が完全な「伝」をもつに至っている。即ち、ほぼ整備された「伝」は続日本紀卷二十一以下にはじまり、文徳実録にいたってほぼその全てが整備された形態をとっている。また右の表からも明らかなように、「伝」の形態に関する限りは三代実録よりも文徳実録の方が整備・統一されている点は、その特色を考へる場合に一つの参考となる。

次に薨卒記事と官人の官位との関係について述べよう。この点についてはすでに坂本太郎氏が述べておられるが、<sup>②</sup>ここでも調査の結果を表示しておこう(第1表)。

左の結果、薨卒記事が国史に載せられたのは、続日本紀から続日本後紀まではほぼ四位以上の官人に限られ、文徳文録・三代実録にいたって五位官人を含むに至っているこ



守に任ずる記事を最後に卒記事は載せられてはいない。四位においてもかかる状況である点を考えるならば、この坂本氏の説には疑問をいだかざるをえない。詳しい検討はしていないが、後述することく、文徳実録・三代実録にある五位官人の卒記事は、必ずしも五位で卒した官人すべてを網羅しているとは限らないとおもっている。いずれ詳しい検討は今後に期したい。

しかし、大体においては坂本氏の説は認めらるべきであり、「六国史は時降るに従って人物の伝記の載せる範圍を拡大し、伝記の有無において最初と最後まででは著しき対照を示すに至った」のである。<sup>⑥</sup>では、それはいかなる理由によるものであろうか。恐らく一般には国史の内容が詳密・豊富になった結果であって、実態の変化をそれから論ずることは適当な方法ではない、と考えられているであろう。<sup>⑦</sup>そこで「伝」の内容を具体的に検討しよう。

先に述べた約二百例に及ぶ整備された「伝」のうち、坂本氏をはじめとして従来注目されてきたのは、先の基本的型に即していえば評価（G）の部分についてのみであったといつてよい。その評価（G）は続日本紀の後半部にはじ

まり、日本後紀にいたってもっとも顕著となり、続日本後紀以下では経歴（E）が詳しくなるのとは反対に評価（G）は例外なく消極的なものとなる。例えば日本後紀には「性を好み、他に才能なし、哀制ありと雖も、興に乗じて國を忘る、財貨を貪り冒し、産業を営み求む」といった痛烈な批判がある。坂本氏はこうした特徴から、それが終始一貫この書の撰修にあたった藤原緒嗣の思想・性格によつたのではないかとされた。<sup>⑧</sup>とすると、こうした評価（G）の部分はその記事のある時点ではなく、更にその後の国史の編修時に書かれたものと理解すべきであり、その史料としての性格を考える場合には、国史の編纂過程を十分考慮しなければならぬことになる。

しかしながら「伝」は単に右のような点についてのみ注目すべきではあるまい。先にも少しふれたように、「伝」における評価（G）のしめる割合はそれ程大きなものではないとおもわれるからである。ここでは比較的検討しやすいたともわれる経歴（E）の内容について論究し、「伝」の史料的価値を検討する一助にしようとおもう。勿論、これは形態・内容等さまざまであり一概に論ずることはでき

ないが、もつとも典型的とおもわれるものを後の便宜のために載せておこう。

〔伴宿稱成益伝〕<sup>11)</sup>

成益少在<sub>二</sub>大学<sub>一</sub>、長習<sub>二</sub>文章<sub>一</sub>、進<sub>二</sub>士率<sub>一</sub>、遂得<sub>二</sub>登科<sub>一</sub>、弘仁十四年為<sub>二</sub>左京少進<sub>一</sub>、天長元年秋為<sub>二</sub>式部少丞<sub>一</sub>、七年春左転為<sub>二</sub>右京少進<sub>一</sub>、九年冬叙<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>、承和三年夏為<sub>二</sub>大藏少輔<sub>一</sub>、冬遷<sub>二</sub>右少弁<sub>一</sub>、十一年夏為<sub>二</sub>左中弁<sub>一</sub>、十二年春叙<sub>二</sub>從四位下<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>法隆寺僧善愷<sub>一</sub>、訴訟事<sub>二</sub>弁官同共解却<sub>一</sub>、後出<sub>二</sub>為<sub>二</sub>丹波權守<sub>一</sub>、境内肅然、国人称<sub>二</sub>其廉潔<sub>一</sub>、（成益為<sub>二</sub>人質直<sub>一</sub>、在<sub>二</sub>公奉法<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>阿<sub>二</sub>權貴<sub>一</sub>）

（ ）は経歴ではないが便宜によってかかしておく。

こうした「伝」の経歴（E）は一見何ら特徴のない平凡なもののようにみえながら、よく検討していくと、そのなかにいくつかの共通の特徴が見出されるようにおもわれる。

例えば先の伴成益伝には、承和十三年（八四六）に法隆寺僧善愷訴訟事件によって左中弁を解却されたこと、丹波権守になった折に境内が肅然となり国の人々がその廉潔をたたえたことなどが記されている。このように単なる履歴のみではなく、その治績なり具体的言動が記された場合を検討していくと、前の二百例の「伝」のうち経歴（E）から

する限り（この場合は各書共通に考えてよいようである）、それは次のように整理することができ、一定の特徴を指摘できるようである。詳しい考証は省略して、以下簡単に例をあげつつ論じておきたい。

まず第一に文化面に関することは比較的詳しく記されていることである。学制・遣唐使或は大嘗会などの行事、卜術といった類である。学制についてはすでに桃裕行氏の研究により一般的動向として注目されてきたところであり、「少くして大学に遊び、史漢を涉獵す」といったことは殆ど「伝」の定型となっていてよい。<sup>12)</sup> 更に平安初期の文人として著名な賀陽朝臣豊年の「伝」<sup>13)</sup>には石上朝臣宅嗣の芸亭院で「数年の間、博く群書を究」めたことが記されており、善道朝臣真貞の「伝」<sup>14)</sup>には天長八年（八一七）令義解撰修に加わった事情が記されている。かかる例は数多く、内容的には儒教・律令といった面に限られず、算術・卜術などもある。またこれに類するものとして故事に通じていた池田朝臣春日が「古礼之体」によって大嘗会を行ったことなども記されている。<sup>15)</sup>

次に遣唐使のことについては特に詳しい。そのうちでも

延暦廿三年の場合には「海を渡りて唐に到り、大使と俱に天子に謁す」<sup>⑮</sup>とあるように比較的簡單であるが、承和元年から五年の場合のものは詳しい。例えばその折に遣唐准判官となった長岑宿称高名の「伝」<sup>⑯</sup>には承和三年（八三六）大使藤原朝臣常嗣に従って第一船に乗り船内の雜事をすべて委任されたことや、難波三津浜で従五位下に叙されたこと、遼遁して大唐揚州海竜県桑田郷桑梓浦上に着いたこと、長安に到って副使がいなかったため上殿が許されたこと、が記されている。この承和五年の遣唐使の事情が何故詳しく記載されたかは、後述する如く、これが実質上は最後の遣唐使であり、有名な副使小野朝臣篁が下船した事件の起ったときのものだからではないかとおもう。

しかし、いずれにせよ、かように文化面の記述が「伝」に多いことは注目しなければならぬ。それは律令制の文官優位といった一般的な性格によつたとも考えられよう。しかし、漢詩集などにみられるように、この平安初期が学制の隆盛期であつたという事実を想起するならば、「伝」に文化面に關する言動が記されたのはすぐれて平安初期におけるかかる動向を反映しているからだと理解できるので

はあるまいか。更に後に論ずるように、それは当時變貌しつゝあつた律令制を再編するために儒教的徳治主義で官人を再武装させようとしたからであり、また高度な文化的行事をもつて崩壊しつゝあつた律令制の外形を掩蔽しようとしたからではないか、とおもう。<sup>⑰</sup>

「伝」に比較的詳しく記載された第二の点として、先の遣唐使事件にふれて、政治的な面について述べよう。それは藤原惠美朝臣押勝の変、道鏡をめぐる事件、薬子の變、承和の変、(応天門の変)、更には伊豫親王事件、法隆寺僧善愷訴訟事件、先述した遣唐使下船事件などである。先の押勝の変から応天門の変までは従来から注目されている事件であり、改めて論ずるまでもあるまいが、その他でも例えば承和十三年（八四六）の善愷訴訟事件は藺田香融氏も述べておられるように「僧尼令集解」にくわしく注釈されている点から考えれば、当時の法家たちにとつては重大な事件であつたと考えられ、事件に關係のあつた和氣朝臣真綱・伴宿称成益・(小野朝臣篁)・登美真人直名・讚岐朝臣永直・正躬王・伴宿称善男等の「伝」に比較的詳細に記されたのも、当時の人々にとつて強く印象に残る事件で



あったことのあらわれではないかとおもう。それは大同二年（八〇七）十月の伊豫親王事件でも指摘できる。これは藤原朝臣宗成が中務卿三品伊豫親王と謀って国家に反抗しようとしていると大納言藤原朝臣雄友が右大臣藤原朝臣内麻呂に通告したことによって発覚し、十一月十二日には親王母子が薬を仰いで自殺した事件である。これは日本紀略にも「時の人之を哀れむ」と記しているように、或は貞観五年（八六三）の御霊会の対象となっていることから知られるように、当時同情を誘う事件であったようである。この事件に関し、この時左近衛中将として親王の筥を囲んだ安倍朝臣兄雄の「伝」<sup>④</sup>には、「伊豫親王罪なくして、廃せらる、上、盛んに怒る、群臣敢えて諫へる者なし、兄雄辞に抗して固争す、得ること能わずと雖も、論者之を義とす」とあり、国史とはちがって親王の無罪を記して兄雄の言論を賞している。わたくしはこうしたなかに、公式の書と世論とのちがいを看取するとともに、「伝」がそうした事件当時の状況を反映していると考えるがいかがであろうか。これは次の遣唐使の下船事件についてもいえそうである。

承和元年の遣唐船は二度も失敗し、承和五年（八三八）

六月にいよいよ出発という時、副使小野朝臣篁は病によって進発することができなかった。<sup>⑤</sup>だがこれは仮病であり、原因は別のところにあった。それは渡唐に失敗し漂廻の後、大使藤原朝臣常嗣が上奏し、卜定した結果、篁がのるべき第二船を第一船として大使がのり、旧第一船を第二船として副使小野朝臣篁が乗ることになったことであった。彼は幽憤を懷き「西道謠」をつくって「遣唐之役」を風刺したのである。そこで嵯峨太上天皇が大いに怒り官位を剥奪し隠岐国へ流罪としたのである。これが続日本後紀に記された事件の概要であるが、小野朝臣篁の「伝」<sup>⑥</sup>によるとその事情は一層あきらかである。

まず第一船と第二船とを交替したのは卜定ではなく（実際には）第一船が「水涙穿缺」状態であったかららしい。続いて「伝」にはこうある。

初定<sup>①</sup>船次第之日 扱<sup>②</sup>取最者<sup>③</sup>為第一船 分配之後 再経<sup>④</sup>漂廻 今一朝改易 配<sup>⑤</sup>当危器<sup>⑥</sup>以己福利 代<sup>⑦</sup>他害損 論<sup>⑧</sup>之人情 是為<sup>⑨</sup>逆施 既無<sup>⑩</sup>面目 何以<sup>⑪</sup>率<sup>⑫</sup>下（中略）是篁汲<sup>⑬</sup>水採<sup>⑭</sup>薪 当<sup>⑮</sup>致<sup>⑯</sup>匹夫之孝耳

彼の論理は明快である。こうして隠岐に流された篁は常に

「謫行吟七言十韻」を賦し、それは「文章奇麗 興味優遠」であり知文之輩は吟誦しないものがなかったという。恐らく「西道謠」と「謫行吟」とは同じような内容を含んでいたとみてよからうが、この一方では「多く忌諱を犯」した詩が、他方で「文を知るの輩、吟誦せざる莫し」といわれるのはどう理解すべきであろうか。ここでわたくしは先の伊豫親王事件における国史と「伝」との間に立場のちがいを含むという点を想起するのである。この場合、国史では篁が忌諱にふれた以上刑罰は当然のこととしており、それはたしかに律令制の基本的理念であった。だが「伝」の、自己の利害のために第一船と第二船とを交替することは「逆施」であって王命たりとも反対するのは当然という篁の論理もまた律令制の基本的理念の一面であった。これは前者がより上級の官人の理念であるのに対し、後者は比較的下級の官人のそれといいかえることもできるであろう。この律令制の理念の二つの側面が国史と「伝」の間で使われていることはその性格を考える上に一つの示唆を与えるものである、といえよう。もちろん後者が個人の伝記である以上、それは当然とも考えられる。だが、かかる

内容のものがとにかく国史のなかに「薨伝」として詳しく収載されたことは、(その編纂過程をどのように考えようとも)文徳実録の編纂者(例えば藤原基経、菅原是善、嶋田良臣)が小野篁の合理性を認めなければならなかったことのあらわれと理解するほかはない。彼はまさに「奉国を期した」のである<sup>②</sup>。その背後に先述したところと同様に「伝」が一定の社会的動向を反映している点を推測するのも、あながち強弁とはいえない。後述するように、こうした篁のような合理性が政治の前面にでてきたことこそが平安初期の政治社会を特色づける一つの要因でもあるとおもわれる<sup>③</sup>。更にこの事件に関して付言するならば、先述したようにこの度の遣唐使の事情が詳しく書かれてはいるが、それらが(途中で漂流したことは記しても)唐での文化摂取については全くふれていない点は注目してよいのではあるまいか。それは先の事件にみられるように、当時において一つの重要な政治的事件であったこととあいまって、彼らが渡唐したところ——そのことが最大の関心事であったからではあるまいか。実質的にはこれが最後の遣唐使であることを考えるならば、それは至極当然ともいえよう。そこではもはや唐で

何を学んでくるかは殆ど問題ではなかった、とおもわれるのである。

このように「伝」に政治事件に関する言動がしるされ、それは必ずしも国史そのものの記事内容と一致するとは必らない。この国史の記事とは矛盾するような内容のものが「伝」にのせられたということは、「伝」がその成立時——或は国史編纂時——のある一定の状況を示しているとしたか考えられない。

更に第三に「伝」に比較的詳細に書かれた例として、藤原朝臣緒嗣の「伝」や安倍朝臣安仁の「伝」にみられるように、天皇（或は太上天皇）との関係をあげることができ、ここでは論述することは省略したい。<sup>⑥</sup>

以上、「伝」について一、二の面から若干の検討を加えてきたのであるが、その史料価値について、ここでは当面つぎの点を確認しておきたいとおもう。すなわち「伝」の経歴（E）の部分に関する限り、単に国史に収載される事実の範囲が拡大したということにとどまらず、国史とは若干立場を異にする「伝」——或は国史——の成立時の状況が反映しているとみられることである。

そこで次にこうしたことを含めて、本稿の主題である「伝」の経歴（E）における官職とその記述の特色について検討したいとおもう。

- ① 坂本太郎氏「六国史について」（『本邦史学史論叢』所収）、「六国史とその編者」（『歴史教育』三一）、「日本の修史と史学」、および「史料としての六国史」（『日本歴史』一八八）、「六国史と伝記」（『信濃』一六一—一三）、「六国史と文徳実録」（『田山方南華甲記念論文集』所収）、「六国史の文学性」（『国語と国文学』四一—四）。
- ② 坂本氏前掲論文「六国史について」。「六国史と文徳実録」など。なお表一・二ともに氏の整理された表と合致しないが、整理の基準のちがいによるものであろう。
- ③ 続日本紀、養老二年四月乙亥条、道公首名伝。
- ④ 坂本氏前掲論文「六国史について」。その後、人物伝については文徳実録がもつとも盛んだされている（前掲「六国史と文徳実録」。また氏は三代実録に顕著な「云々」を「書写のさいの略文」とされているが、ただちこう理解してよいものか、少しく疑問もある（前掲「六国史の史料性」。三代実録の史料性格については稿をあらためて考えたい。
- ⑤ 坂本氏前掲書『日本の修史と史学』三〇頁。
- ⑥ 坂本氏前掲論文「六国史について」。
- ⑦ 例えば佐伯有清・佐藤治郎両氏は「六国史の中で桓武朝ごろから官僚の美談が記載される例が多くなってくる。これは現実に官僚の美談が多くなったのではなく、中国風の国史編纂の影響があったと考えられ」と述べられている（『再び「律令制の再検討」をとりあげるにあたって』『歴史学研究』二七〇）。私は後述する如くこうした一般的、消極

的な評価ではなく、なぜ国史に記載されたのか、という積極面を評価すべきだとおもう。いずれにしろ、膨大な原史料から取捨選択し、編集するわけであり、その特質を考えたいのである。

- ⑧ 日本後紀 延暦十六年二月丁丑(21)条、大中臣朝臣諸魚伝。  
坂本氏前掲論文「六国史とその編者」その他。

この点について、坂本氏が緒嗣個人の性格というかたちでとらえられたのに対し、門脇禎二氏は当時の政治史全体のなかに位置づけられている(「律令体制の変貌」)。十分な論証は加えられていないが注目すべきである。

- ⑩ 例えば「教官を歴事し」(橋逸勢伝)、とか「兵部大輔左中弁右兵衛督を歴事し」(紀朝臣興道伝)など。また、ここでは『伝』の原史料の如何が問題となる(坂本氏前掲「六国史の文学性」)が、後考をまたいたい。

- ⑪ 文徳実録 仁寿二年二月丁未(10)条。

- ⑫ 桃裕行氏『上代学制の研究』にその例が殆ど網羅されている。

- ⑬ 日本後紀 弘仁六年六月丙寅(27)条。

- ⑭ 続日本後紀 承和十二年二月丁酉(20)条。

- ⑮ 続日本後紀 承和五年三月乙丑(8)条。

- ⑯ 続日本後紀 承和九年十月丁丑(17)条。

- ⑰ 文徳実録 天安元年九月丁酉(3)条。

⑱ 坂本氏はかかる点から、続日本後記「春澄善繩、文徳実録」都良香の関係をとかれている。こうしたなかで徐々に、かつては政治家「官人」と文人とは同一人の表裏でしかなかったものが、官人と文人とは必ずしも同一人の表裏を示すとは限らなくなってくるとおもう。その時点をどこに求めるかは種々問題もあろうが、私は今のところ、九世紀末葉だと考えている。したがってそれ以前に文人政治を律令政治とは別の概念として使用することには疑問であり、文人をことさらにと

りあげて政治史を説明するのは方法的に成立しがたいとおもう。

更に最近、この時期の文化現象を検討し、「律令体制の整備」とか「律令政治発展政策」などと評価されているが全くみとめることはできない(龍川政次郎氏「平安時代の法家」『歴史教育』九一六、山中裕氏「日本の年中行事と嵯峨天皇」『歴史地理』九〇―一)。それは以下論ずるところでも明らかであろう。

- ⑲ 更に詳しく問題にしてゆけば、これ以上に政治的小事件の記述があることは勿論である。

- ⑳ 藺田香融氏「承和十三年僧善慢訴訟事件に関する覚え書」(『関西大文学論集』第十巻第一号)。

- ㉑ 続日本後記 承和十三年九月乙丑(27)条、文徳実録 仁寿二年二月丁未(10)条、同仁寿二年十二月癸未(22)条、同仁寿三年六月己巳(10)条、三代実録 貞観四年八月是月条、同貞観五年五月癸亥朔条、同貞観八年九月廿二日条。その内容については藺田氏前掲論文参照。

- ㉒ 日本紀略 大同二年十一月乙未(12)条。なお、この事件については北山茂夫氏「平城上皇の変についての試論」(『立命館法学』四四)、佐伯有清氏「新撰姓氏録の研究」研究篇(二〇〇頁以下)等を参照された。

- ㉓ 三代実録 貞観五年五月廿日条。

- ㉔ 日本後記 大同三年十月乙卯(19)条。同様なことは安倍朝臣鷹野の「伝」の中臣王の行動からもしられる(日本後記 大同四年閏二月甲辰(28)条)。

- ㉕ 続日本後記 承和五年六月戊申(22)条。

- ㉖ 続日本後記 承和五年十二月己亥(15)条。

- ㉗ 文徳実録 仁寿二年十二月癸未(22)条。

- ㉘ 続日本後記 承和八年閏九月乙卯(19)条。

またこの折の篋の歌は「古今和歌集」に収められている。「しかり

とて、そむかれなく、事しあれば、ますなげかれぬ、あなう世の  
中」（九三六）もこの折のものではあるまいか。

② この事件に注目したものとて門脇楨二氏「時代区分と文化の特質」  
〔講座日本文化史〕第二巻所収）、川崎庸之氏「弘仁・貞観時代」（運  
実重康編『弘仁・貞観時代の美術』所収）等をあげることができる。

またこの点で、先述したように、承和七年六月に入京が許され、翌  
八年閏九月乙卯（19）に「竄、奉国を期すると雖も、猶お歳を失うこ  
とを悔む。朕惟れ旧を顧み、且は文才を愛し、故に優賢に降して殊に  
本爵に復す」と詔されたのは十分理解しえよう。

③ 続日本後紀 承和十年七月庚戌（23）条、三代実録 貞観元年四月  
廿三日条。本稿でこれを省略するのは、種々な事情を個別に検討しな  
ければならず、煩瑣となり、それに本稿の主題と直接深く関係するわ  
けではないからである。

## 二 「薨卒伝」とその特質 Ⅱ

先と同様に、「伝」の経歴（E）で特に言動が註記され  
るのはどのような官職の場合であったかを検討してみると、  
ここでも一つの特色を示している。例えば文室朝臣秋津の  
「伝」<sup>①</sup>には右衛門督となつたときのことを記して「非違を  
監察するは、最も是れ其人なり」とあるように、一概に割  
り切ることはできないが、その殆どは国司（或は地方行政官）  
の場合であり、大局的にみれば「伝」の経歴（E）にその

治績・言動を記されるのは第一に国司の場合であつたと考  
えてもよい程である。例えばもつとも典型的な例として藤  
原朝臣大津の「伝」<sup>②</sup>をみてみよう。

年十八為大舍人大允一後出為常陸大掾一遷為右近衛将監一  
天長三年叙従五位下一為備後守一頗有声誉、民庶歌、恩、九  
年為大監物一十年遷為散位頭一承和元年為左馬助一三年為  
信濃守一九年為陸奥守一留為左衛門佐一十一年為伊予守一  
歳、余豊稔、百姓富贍、仁寿元年為備前守一十一月叙正五位下

このように内外の諸官職を歴任しながら何故に国司の場  
合にのみその治績が記されたのであろうか。それは先に述  
べたことを考えあわせると、国司としての地方政治のあり  
方が当時の律令政治の運営にとってきわめて重要な意味を  
もっていたことのあらわれである、とみてよからう。そう  
して後述するように、これこそが平安初期の政治を特色づ  
けているもっとも重要な側面なのである。

しかし、ここで一つ問題となるのは、かかる特色は道公  
首名や淡海真人三船の「伝」<sup>③</sup>など続日本紀にもみられ、必  
ずしも平安初期特有のものとはいえないのではないかと  
いうことである。すなわち、先にものべたことであるが、

一般的にいわれているように、日本後紀以下は記事が詳密になり、従って「伝」の記載内容もそれにもなつて詳しくなつたにすぎず、もし続日本紀でも更に詳しいものであつたとすれば、当然それに取められた「伝」は後の国史にみられるような体裁をとつたのではないか、ということである。勿論そうとも考えられよう。④だがそれは本稿の立論にとつて何ら障りとはならない。それにたとえそうであるとしても、現に他の官職の場合には比較的記されることのない言動が国司（他の地方官職も含めて）の場合によく記されているという事実は否定できないのである。さらにわたくしがこうした記載に注目したのは、単に「伝」の経歴（E）で治績・言動をされるされた官職として国司の場合が圧倒的に多いということだけによるのではない。それは以下論述するところからあきらかとなるであらう。そこでまず、右のように「伝」に記された地方治績の記載の形式上の問題から検討していこう。

「伝」に記された国司としての治績の記述は粗密区別であるが、詳しいものとして著名なものといえば例えば左のようなものがある。

（天長）五年為<sub>二</sub>丹波介<sub>一</sub> 土民僮戾不<sub>レ</sub>順 教化<sub>二</sub>旧号<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>治<sub>一</sub> 門成<sub>（丹波）</sub>  
施以<sub>二</sub>猛政<sub>一</sub> 咎罰為<sub>レ</sub>先 聽事之前 筆楚如<sub>レ</sub>積 数年部内大理民至<sub>レ</sub>  
今称<sub>レ</sub>之<sub>⑤</sub>

このように比較的詳細に記されたものは十例たらずだが、その内容についてはそれぞれ後に検討するとして、とにかく「伝」に国司としての治績がその年・任国（先の例でいえば天長五年・丹波国）とともに記された官人は約四十名を数えることができ、そのうち若干の例を除けば、そのほとんどは「吏幹」とか「良吏」とか評されたものである。⑥また、その年代（先の例でいえば天長五年）を整理すると、弘仁後半から天長・承和を経て貞観初年に至る時期を中心としていることがわかる。すなわち、史料による限り「伝」にされるされた国司としての治績はそのほとんどすべてが国家にとってあるべき理想的なものに限られ、时期的には特に九世紀初から中葉に至る間に限られているようであり、本稿では以下こうした官人を「良吏」とよぼうとおもう。

この「良吏」は後述するように基本的には被支配階級たる公民を把握した国司たちであったが、これについて全く研究がないわけではない。かつて吉村茂樹氏は「当時国司

としては珍しくも、清廉潔白な、而も地方政治に対して良心を有し、所謂能治を施さんとして赴任した良吏」として藤原保則、紀夏井、和氣仲世、正躬王を例として挙げられ、つづいて「これは言はば晁天の星の如き存在であつた」(傍点いずれも筆者)と評された<sup>⑧</sup>。これは吉村氏に限らずほぼ通説とみてよい。たしかに吉村氏も指摘されるようにすでに奈良時代にはじまる国司制度の崩壊的現象から、国司の土着・受領化への途を考えれば大局的にはそれを承認しなければならぬ。しかし律令政治の変質を追求していくうえに、かかる例を単なる例外としてのみ評価することがはたして正鵠であろうか。彼ら「良吏」の行動はそれほど歴史のなかで軽視されるべきものであろうか。わたくしは先述のように判明するものに限ってもそれは決して「晁天の星」の如き存在とのみは断言しえなからうし、まして「伝」のなかにわざわざその治績が記されたことを考慮するならば、たとえ当時の社会において歴史的には積極的意義を担わないとしても、かかる「良吏」の動向を単に例外としてのみ把握することに疑義を抱かざるをえない。例外ということをどれ程主張しても問題は解決しないのであり、更に

全政治的動向のなかでその積極面を評価しなければならぬ。そこで次に「伝」にしろされた治績とはどのようなものであつたか、その実態を考えてみようとするのである。

まず「伝」にしろされた国司の治績の大部分は「政化清平」とか「仁愛にして務をなし、民庶仰ぎ慕う」といった儒教的徳治主義的な抽象的表現が多い<sup>⑩</sup>。例えば遠江守として「政は声誉あり、黎庶悦び服し国内安静にして倉廩盈溢す」といわれた清原真人有雄や、能登守として「彼の国累年荒廢し百姓煩擾す、春枝国に到り此れ三年に及ぶ、国漸くにして興復し、民は綏安を得」といわれた春枝王などの例がしめすように、徳治とは倉がみちることであり、民が安定することであつた。したがって当然のことではあるがそれらは徳治だからではなく、「行うところの政事、頗る民望に合う」ことが要求されていたのである<sup>⑪</sup>。それは法律をいかに現実に対応するかといった点でもみとめられる。「才学なしと雖も、従政に長じて到る所の処には必ず風声を樹つ」といわれた丹墀真人門成は先にもあげたように天長五年(八二八)丹波介となつたおり、土民がもろもろにさからい教化に順がわないので「施すに猛政をもつてし、

答罰を先となし」て、民から称えられたというのであるが、一方菅原朝臣清公のように刑罰を用いず刈寛の治をほどこした例もある。<sup>14)</sup>つまりここでも、律令を徹底化することに問題があるのではなく、時と場合によって適宜使いわけ、「公民」を支配することが必要であったことを示している。

したがって「良吏」のなかには本来の律令的な行動をなして認められた官人もいた。例えば一度任地に赴かず官当解任された清原真人岑成は承和十四年(八四七)大和守となつた折、さかんに官舎をつくり能く名をあげ、貞観二年(八六〇)には大率大貳となつた。彼はそこで特に破壊のはなはだしかった「西府倉庫」を修造するため神社の木を伐つたためにその咎によって貞観三年(八六一)一月に卒した。<sup>15)</sup>これは官舎の修造を通して治名を馳せようとした官人の悲劇でもあったといえよう。

しかし、こうした例とは逆に儒教的徳治主義にありながら、律令と異つた行為の結果みとめられた官人も少くなかつた。

例えば天長四年(八二七)美濃介となつた藤原朝臣高房はそこで、

威惠兼施 属託不行 発擗奸伏 境無盜賊 安八郡有陂渠 隄防決壞 不得蓄水 高房欲脩隄防 土人傳曰 陂渠有神 不欲遏水 逆之者死 故前代国司 靡而不脩 高房曰 苟利於民 死而不恨 遂阨民築隄 溉灌流通 民至今称之

といわれ、また席田郡でも民を毒害する妖巫を単身で入部して其の類を追捕し、そののち備後・肥後・越前などでも名を馳せた。<sup>16)</sup>また大伴宿称今人は備□守の時、百姓の嗷々たる非難をあびながら掾河原連広法とともに磬を破つて大渠を開き、最後には多くの利益をこうむつた民から称嘆され「伴渠」といわれたといふ。<sup>17)</sup>

彼らのなかには従来の律令官人にはみられない新しい一面があつた。それは戸田芳実氏の研究に譲るとしても、ここで注目しておかなくてはならないのは、高房にしても今人にしても、ともに現地民の猛烈な反対をおしきつて政治を行い、その結果称えられるにいたつたという点である。つまりここでは地方の迷信からも脱脚し、将来のために現実を改良することに行動の目標があつたことがしられる。したがって山田宿禰古嗣のように旱災に常にかかる阿波国で陂を築きて水を蓄え、その灌漑をたよりに「人用温給」



した行為も理解できよう。

つまりかれら「良吏」にとつて必要な条件は、在地の慣習に耳をかすことや、律令そのものを遵奉することではなく、終極的には民心をうることであった。一見それは従来の律令そのもので規定された国司と全く同一のようではあるがしかしその中に変質を見出さねばならない。そこではもはやかつての形式のヴェールは剥ぎとられて、現実の農民をその手で把握することが決定的に重要であったからである。先の大伴今人や山田古嗣の行為が中央政府で重視されねばならなかったのは、当時一般に富豪が一定の社会的役割をもつにいたっていた点を考えあわせるならば、国家は富豪と競合して公民を律令国家の手中におさめるためには何よりも公田支配が前提とならねばならなかったからであろう。<sup>②</sup>このように当時の国司にとつて必要なことが形式ではなく実績であった。次の例はそれをもっとも端的に示したものであるとして注目される。

良岑朝臣木連は「功名を立てんと欲し、好んで異治を施す（中略）行う所の政は旧例に抛らず」その結果、彼は失政を行うにいたつたという。<sup>③</sup>つまりこの背後には旧例によら

ず異治をほどこし成果をあげることが功名を立てる一つの途でもあったことが推測される。また「簡要」を貴んだ小野朝臣恒柯と紀朝臣今守とが、大宰府吏が多く不良にして衰弊日に甚しいことが問題となった折、

有意<sub>レ</sub>執論<sub>レ</sub>無力<sub>レ</sub>矯枉<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>審<sub>レ</sub>虚衷<sub>レ</sub>唯得<sub>レ</sub>耳剽<sub>一</sub>

であったという。<sup>④</sup>つまり彼らは名案はないかと考えてもなかなか思い及ばない。ただいまだつかめていない実態を把握するために「耳剽」<sub>一</sub>耳学問をするより他に道はなかったのである。ここでも当時の地方支配が机上の論では役立たないことを明確に示しているといえよう。

不十分ながら、以上論証してきたところからすれば、「伝」に登場する良国司とは律令的秩序の崩壊期に当面しつつ未だ再編の可能な段階において、律令の儒教主義と同時形式ではなく実際にその再編に効果をあげた人々である、といえるのではあるまいか。それは基本的には「律令」的でありながら、従来のそれとは異つた新しい要素を含んでいる。このように考えてくると、わたくしにはここでも「伝」が平安初期の特殊な事情を大きく反映しているようにおもわれるのである。

同様なことは「伝」を記された官人とその官位との関係からも説明できるようであり、一つの傍証となりうるとおもふ。先にものべたところであるが文徳実録になると従来存在しなかった五位の卒伝が登場してくる。そこでこの卒伝をのせられた三十四人の五位官人のあり方を「伝」の内容から検討してみると学者・特殊技術者（たとえば法律・術・美術・医術など）が十二人、能吏とされたもの八人、武術にすぐれたもの三人、その他十一人といった具合であり、そのなかには批判さるべき官人は一人として存在していない。詳しい検討は別稿に譲るがこれからわたくしは次のように結論づけることができるのではないかとおもふ。この三十四人の五位卒伝に政府によって非難さるべき官人が一人も存在しなかったということは、そもそも文徳実録を撰述するときに五位の全卒者のうち国家にとって有効なる官人のみを選びだし「伝」を記したからではないかと推測されるのである。とするならばここに五位の卒伝の右の内訳はそのまま当時——詳しくいえば文徳実録撰述の元慶三年ころ——における中央官人の関心のありかたを示していることにならう。それはあたかも前に述べた「伝」の経歴（E）のう

の諸特徴の内容とほぼ一致するのである。全くの推測ではあるが、先の諸点と考えあわせると看過できないことであるようにおもわれるのである。

以上、一見平凡な「薨卒伝」の経歴（E）の記述の仕方から、その特質を検討してきた。そこでは至極当然のことではあるが、「伝」が平安初期社会の特質をいわゆる国史の記事とは別の側面で強く反映している点がほぼ明らかにしたのではないかとおもふ。そこで次に視点をかえて、こうした特質をもたらし平安初期の政治とはどのようなものであったか、検討してみようとおもう。

① 続日本後記 承和十年三月辛卯（2）条。

その他続日本後記では菅原朝臣清公の「伝」や、藤原朝臣富士麻呂の「伝」をあげることができる。

② 文徳実録 斉衡元年十月庚申（9）条。

③ 続日本紀 養老二年四月乙亥（11）条、同延暦四年七月庚戌（17）条。

④ だがわたくしはそう割り切ってしまうのに疑問である。即ち例えば道首名の「伝」が続日本紀にもある以上、それを取載する方針は元より存在するとしよう。しかし、それにもかかわらず、例えば続日本紀の前半には首名だけ記されなかったということはどういふことだろうか。現に首名のそれが存在する以上取載範囲を云云することは適当であるまい。また、その内容を詳しく検討してみると、そこに相違

をみだすことができると思われる（例えば首名は人民に対しては何ら妥協はしない）がそれについては別の機会にゆずる。

⑤ 文徳実録 仁寿三年三月壬子（23）条、丹墀真人門成伝。

⑥ ここでは日本後紀以降の四国史にあらわれる、それらの官人のうち主なものを人名だけかかておく。（大伴宿禰今人）・（吉備朝臣泉）〔以上後紀〕、甘南備真人高直・紀朝臣深江・菅原朝臣清公・笠朝臣梁麿・藤原朝臣貞主・善道朝臣貞真・藤原朝臣吉野・藤原朝臣長岡・（良岑朝臣木蓮）〔以上統後紀〕、坂上大宿禰清野・興世朝臣書主・藤原朝臣岳守・滋野朝臣貞主・伴宿禰成益・和氣朝臣仲世・藤原朝臣高房・丹墀真人門成・山田宿禰古嗣・伴宿禰三宗・藤原朝臣大津・春枝王・長岑宿禰高名・南淵朝臣永河・藤原朝臣衡・清原真人有雄・安倍朝臣氏主・山田連春城〔以上文徳実録〕、安倍朝臣安仁・小野朝臣恒

⑦ 整理したものを表示すれば左のようである。

年	代	数
延弘	曆仁長和祥寿衡安親	1 5 10 15 2 3 1 2 3
天承	嘉仁齐天貞	

⑧ 吉村茂樹氏『国司制の崩壊』二八頁、氏のこうした考えかたは後の『国司制度崩壊に関する研究』『国司制度』においても一貫して主張されるところである。

⑨ 例えば、滝川政次郎氏『律令時代の農民生活』。ただ最近彦由一太氏がこうした「能吏」を積極的に位置づけんとされている（同「九世紀『令義解体制』における地方行政の本質」『歴史学研究』二七六）が、方法上の疑問もあり、基本的には史料の羅列にとどまっている。

⑩ 文徳実録 嘉祥三年十一月己卯（6）条、同天安元年十月丙子（12）条。

⑪ 文徳実録 天安元年十二月戊子（25）条。

⑫ 文徳実録 齐衡三年九月癸丑（13）条。

⑬ 文徳実録 天安元年九月丁酉（3）条、長岑宿禰高名伝。

⑭ 続日本後紀 承和九年十月丁丑（17）条。

⑮ 三代実録 貞観三年二月廿九日条。

しかし、こうした官舎修理が班田農民からの取奪を強化したことは事実であり、承和元年の「佐渡国三郡百姓等解」には国司が「余利を求めんが為、旧館を捨て、而して更に新館を造るの状」をその患状の一つにかかっているのはその一例である（政事要略卷八十四、承和元年十一月五日解）。

⑯ 文徳実録 仁寿二年二月壬戌（25）条。

⑰ 日本後紀 弘仁二年三月甲寅（20）条。

⑱ 戸田芳実氏「中世文化形成の前提」（『講座日本文化史』第二卷）。

⑲ 文徳実録 仁寿三年十二月丁丑（21）条。

⑳ 門脇禎二氏前掲論文参照。

㉑ 続日本後紀 嘉祥二年六月庚戌（28）条。

㉒ 文徳実録 仁寿二年二月乙巳（8）条、滋野朝臣貞主伝。

### 三 弘仁期政治の一・二の特質

今天下之人各有「僕隸」平生之日既役「其身」病患之時即出「路辺」無人看養「遂致」餓死<sup>①</sup>

かつて一律に支配すべきであった公民層の階層分解の結

果創出された隷屬民』『僕隸』が、健康な時には驅使され病になれば路辺に出されて餓死するという。それは単に「僕隸」のみの問題ではなく、公民層の分解が一層の拍車をかけて展開しつつあったことをもとも象徴的に示している。かかる情況のなから桓武・平城につづく嵯峨天皇の時代——弘仁期の政治は一層の危機に直面していたといわなければならない。

律令制の形式から脱皮して、現実への適応に重点をおいて進められた桓武朝の政治にすら、延暦廿四年（八〇五）の「天下の相論」で「方今天下の苦しむ所、軍事と造作となり。此の兩事を停むれば、百姓之に安んぜん」と、その破綻を主張し、有識を感歎させた藤原朝臣緒嗣も、そうした律令政治の課題を最も確実に把握していた官人の一人であった。<sup>②</sup>「政府に曉達して、王室に臥治し、国の利害知りて奏せざる無し」<sup>③</sup>と評された緒嗣は大同三年（八〇八）六月に東山道觀察使兼陸奥出羽按察使を辞退する奏言のなかで次のようにのべている。

若万一有蹟 事意相違 即非菅微臣之死罪 還亦國家之大勞也 当今天下困<sub>レ</sub>疫亡<sub>レ</sub>殍殆半 丁壯之余猶未<sub>レ</sub>休息 是知民

窮<sub>レ</sub>兵<sub>レ</sub>疲<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>止 忽有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>虞 何用支防

（多分に形容があるうとも）緒嗣は、彼個人の失政が個人の問題に止まらないことを十分に察知していたし、またその原因が「民窮兵疲」といった公民層の破壊にあったこともはっきりと認識していた。「亡没殆ど半ば」でありながら「而して守ること止むべからず」という、そこに緒嗣の苦悩があった。彼が任に赴く東山道中で百姓の苦を問うたのも、こうした彼の立場がなざしめたのであろう。もはや彼の政治理論では、かつて律令官人が認識していたような公民『無知の愚民』<sup>④</sup>ではなかった。彼が公民を支配の対象として正鶴に把握しようとする程に、彼ら動くものとして把握しなければならなかったのではなからうか。そうした彼なりの鋭い現実認識の故にこそ、桓武天皇は自らの畢生の事業を否定する緒嗣の言を、（菅野朝臣真道の反対にも拘らず）認めざるをえなかったのではないだろうか。更に、こうした緒嗣の立場は当時彼特有のものではなかったことは、相論の結果「有識之を聞きて、感歎せざるなし」であったことから推察され、いわばそれが延暦末年における官人の新しい動向であったと考えられるのである。

一般班田農民が家をすて業を失い他郷に浮宕するという実情に対し、それを禁圧することが何ら政治的効果をえないことを、この時期の中央貴族達は奈良時代前期からの歴史の教訓として強く認識せざるをえなかったのである。平

城朝に皇太子伝として皇太弟神野親王（嵯峨天皇）に侍していた藤原朝臣園人もその一人だった。彼の弘仁二年（八一）の奏状<sup>⑥</sup>はそれを如実に示している。

夫撫綏百姓一良宰是資 今吏或非其人 侵擾无已 棄家失業 浮宕他郷 尋其由趣 過在官吏

意外に地方官としての生活が長かった園人の政治観はそれだけに多分に現実性に富んでいた。<sup>⑦</sup> 園人にとって、律令体制を維持する方法は班田農民の動向を上から鎮圧することではなく、富豪層に対抗して農民が自ら国家側に結びつく条件を国家側で用意すること以外にはなかったのである。<sup>⑧</sup> 例えば大同元年（八〇六）閏六月、勢家の山川藪沢専有に對する八世紀以来の対策に対し、公卿らが「則ち知る、徒に憲章を設け、曾て遵行するなし、（中略）百姓をして妨有らしむ」と批判したのもその一例である。そこでまずここでは、政策の基調の変化を前に略述した桓武朝のそれを念

頭において論じよう。

かかる観点からすると、弘仁二年（八一）の譜第郡司制の採用は注目しなればならない。この才用主義から譜第主義への郡司採用基準の変化は一見延暦十七年三月の才用主義に對する反動・復古のように考えられがちであるが、詳細にみれば何らそれを意味するものはない。この譜第郡司採用を奏言したのは大納言藤原朝臣園人であり、それは偏取芸業、永絶譜第一、用庸材之賤下、勉門地之勞上、為政、則、物情不從、聽訟則決斷無伏、於公難濟、伏請郡司之擬

先尽譜第、遂無其人、後及芸業者

ということであつた。<sup>⑨</sup> つまり延暦十七年の譜第之選の停廢はその本来の目的であつた地方政治の刷新という点から地方行政機構の末端にくらいする郡司制の整理再編を意味したものであつたとしても、実施の結果は当初の予想とは逆に、在地の農民が従わず地方を紊乱におとし入れるに至つたという点にこの改変の主要因があるのである。<sup>⑩</sup> それは先にもふれたように園人自身が

頻歴外任、自西及東、惣十有八年、黎民疾苦、政治得失、耳聞目見、頗無相錯<sup>⑪</sup>

という経験から割り出されたものであったし、だからこそ郡司の銓擬についても

一依<sup>(四七)</sup>國定<sup>(一)</sup>、若選非<sup>(二)</sup>其人<sup>(三)</sup>、政績<sup>(四)</sup>无<sup>(五)</sup>驗、則署帳之官咸解<sup>(六)</sup>見任<sup>(七)</sup>、永不<sup>(八)</sup>叙用<sup>(九)</sup>以徵<sup>(一〇)</sup>將來<sup>(一一)</sup>者<sup>(一二)</sup>。

と、すべてを地方に委任し、したがってその結果についても署帳官（＝国司）に全責任が及ぶという従来にはあまりみられない政策——それは地方に委任した点で現実性を示したであろうし、全責任を問う点において律令的官人秩序を強調した点で律令政治の現実化を端的に示した政策であるが——を奏したことも十分に理解することができる。しかもかかる藤原園人の奏状が中央で「実に其の理を得たり」とされ、更に任命の仕方について彼が

今年擬帳悉從<sup>(一)</sup>返却<sup>(二)</sup>、一定改帳、明春始行、庶令<sup>(三)</sup>理治之声起<sup>(四)</sup>於当年<sup>(五)</sup>、富康之語流<sup>(六)</sup>於後代<sup>(七)</sup>。

としたことは、これが極めて現実の具体的動向を認識していることが推測され、同時にそれが単に藤原園人という一人の政治理論ではなく当時の支配者の一般的考えであったことをここでも示している。もちろん実際にかかる政策がどれ程、地方政治の安定に役立ったかは一般的にはきわ

めて疑問視されているのであり、現実には責任追求は空文に等しく到底実行不可能であった、とさえいわれている。

それを考慮するとしても、この相対的に新しさを持った政治が行われはじめたことは注目すべきである。なぜなら、それは律令体制の崩壊という律令官人共通の危機にいかに対処するか、という政治的課題の中から必然的に生れ出ざるをえなかった動向だからであり、またそれは浮逃・課役忌避、或は開発といった長年にわたる公民の闘争の政治的表現であったともいえるであろう。

かかる例はこれに限らず、例えば弘仁二年四月、奈良時代以来禁制久しかった麦の青刈が「其れ得る所を計るに衷を収むること倍せり、利は苟くも民に在り、何んぞ禁制を勞さん」として京邑でその売買が許可された政策にも指摘できる。<sup>(四)</sup>従来飢饉の折の儲として重要な役割をもっていた麦の青刈が許可されたという、この奈良時代以来の伝統的政策が（京邑に限られたとはいえ）転換をとげたことは少くとも次の二点において注目しなければならぬ。一つはもはやこの時期の問題が麦を貯蔵するという将来のためよりも、直接生活に利潤をもたらすという現在のためであった

ということであり、二にはかかる対策の根本が「民に利する」という点にあったということである。即ち、この政策

の背後に、時の律令政治にとって第一の課題が班田農民の再生産を直接に保障することであったことを推測することができるのであり、この政策が八年後の弘仁十年三月に禁止された点を薬子の乱後に一時的に妥協した政策を引しめたものと理解すべきではない。後述するように弘仁七年以降は飢饉であったし、事実旧制への復帰の官符には、「去年登らず、百姓の食乏し、夏時に至りては必ずや飢饉あらん、飢を救うの儲、備えざるべからず」とその理由を述べているように、それは（先述した意味での）現実的政策という点から説明されるべきであろう。

またやや対象はちがうが、以前諸王及び五位以上の子孫で十歳以上のものは皆入学すべきだった大学も、弘仁三年には改正されることになった。それはなかには「徒に多年を積むに未だ一業に成らざる」ものも存在するので、「其の好む所に任せ、稍に物情に合」せることになったのである。

この二、三の例から知られるように、弘仁期には桓武朝

よりの律令の形式から脱皮した現実に対応しうる施策が一層展開されたのである。

一方、桓武朝に特に顕著となった官人統制は例えば弘仁期では藤原冬嗣の次のような言葉のなかにも指摘できる。

頃年件堰屢有「破損」民疲「修造」多費「公糧」是則「国司」等無「心」  
 檢、校、不「勞」小損、之所「致」也 政術之拙、以「此」可「知」 奉公之道  
 一何如「斯」

堰の破損の原因が国司の怠慢にあるとしているのは、たしかに現実には農民が修造等に疲れていたことにもよるのであろうが、同時にそれは律令的秩序の崩壊という現実のなかで、その危機を救いうるのは当面には地方官しかないこと認識されている点で注目しなければならない。変貌を余儀なくされた律令貴族官人のなかで、かかる政治が登場してきたことは十分に評価しなければならぬ。中央における平安初期の特色ある政治はこうして出発したと考えられるのである。

詳しく論ずることはできないが、弘仁期に異常な進出をみせる藤原朝臣冬嗣の登場の背景には藤原北家という家系のみではなく、かかる歴史的意義のあることをも高く評価

したい。<sup>①</sup> 九世紀初頭における中央の貴族官人達は多かれ少なかれ、かかる共通の特質をもっていたと考えられるのである。

しかし、このように弘仁期の公卿達が現実的・農民擁護者のようになったのは、何度も述べるように、律令制の矛盾の展開という状況からなされたものであって、ある一定のところまでゆけば彼らの政治観も自から限界を持つのは当然である。例えば、先にのべた藤原冬嗣が堰につき国司の怠慢をいましめた一方の根拠は「多く公糧を費す」点にあったことも看過すべきではない。例えば彼が農民の擁護をその中心にかかげても

唯 池溝堰等加、公功者、不聽用其水<sup>②</sup>

とか、貴族の封禄を義倉にあてることについて

封禄義倉其率懸隔、以少奪多、事乖寬恕、宜以其禄物、准輸教一倍而割留<sup>③</sup>

ということのなかに貴族としての限界を示すものがある。前者は令のそれと同じだし、後者は自らの収入の減少を否定しているのである。

かかる冬嗣の開明性と限界は天長元年（八二四）八月二

十日の彼の奏言に示されている。

今諸国牧宰或欲崇修治化、樹之風声、則拘於法律、不得馳騫（中略）反經制、宜動不為己者、將從寬恕、無拘文法、国司が良治をしようとしても法律で制限されておもうようにならない——成果——、そうかといつて経に反いてはこれまた政治を行えない——限界——、今後は「寬恕」に従って律令には拘らないようにするのである。

最近再び話題となっている公営田経営計画も、かかる政治的環境のなかでこそはじめて政府の認めるところとなつたのであろう。<sup>④</sup> 提案者小野岑守はその理由を次のようにのべている。

今法者溯於古律、儒者拘於旧礼、若握一世之法、以傳百代之民、猶以一衣一飯、寒暑一以一葉一治、瘡痍、臣妾易常制、輒上新議<sup>⑤</sup>

この岑守の公営田の論理はさきに予想した冬嗣のそれをさらに明確にいい放つたものと考えられ、しかもこうした「良吏」の論理を展開するのは、非儒教的立場からではなくして、むしろ儒教的立場からこそ出する論法であった。

平安初期に学制が隆盛となったのも、かかる政治状況と無



縁ではあるまい。

以上みたように、藤原朝臣緒嗣をはじめとする九世紀初頭の中央貴族の政治が、依然として律令的儒教的な政治であったことは疑う余地のないところであるが、そのなかに儒教の合理的側面を前面にかかげざるをえなかったことは注目しなければならぬ。律令政治の形式ではなく、その前提にまで立ち返り、動揺してきた現実の生産関係まで認識を及ぼすと同時に、官吏の統制を強化するといった両者あいまった政策、それこそが当時の政治にあつては「簡要」であり「易行」であつたと考えられるのである。この相対的には前進した政治こそ、かかる官人の政治観の変革のなから誕生したものであつたし、それは公民の長年にわたる抗争の最初の政治的成果であつた。

- ① 類聚三代格 弘仁四年六月一日太政官符。  
この記事の前後を、最近進んできた桓武朝研究の諸成果を含めて、詳しく検討すべきであるが、本稿の主題よりややそれるので別の機会にゆずる。唯、ここで確認しておかねばならないのは、桓武朝の政策の基調には、それ以前に比較して明らかに現実への対応如何があつて、かつての形式からは不十分ではあれ脱皮しているという点である。そうした上で官人構成の検討もなされうようである。

- ③ 続日本後紀 承和十年七月庚戌(23)条、藤原朝臣緒嗣伝。  
④ 日本後紀 大同三年六月壬子朔条。

この点については、形式的なもので彼の立場を考える史料とはならないと考えることもできるかも知れぬが、当時の社会的状況から考えて、あえて形式とする必要はないとおもう。門脇楨二氏「大同期政治の基調」(『日本歴史』一八〇)参照。

- ⑤ 例えば続日本紀 天平九年九月癸巳(22)条。  
⑥ 類聚三代格 弘仁二年八月十一日太政官符。

⑦ こうした關人の政治観については、角田文衛氏「平安初期の政治思想」(『歴史学』I)に詳しい。その点彼の献言は注目すべきではあるがここで論ずることは省略する。

⑧ この点についての門脇楨二氏の指摘(前掲論文)——「農民には政府の強制労働にかり出されるより、はるかに有利な途がひらかれつあつた」けれども「王臣勢家や富豪にはなく、依然として國家に保証を求めたこと、これが弘仁期から延喜時代にかけて律令貴族層の律令政治再編成の努力を引き出す条件ともなつていた」——は示唆に富んでいる。本稿もこうした観点に立ちつつ直接には政治そのものに論点を集中している。

- ⑨ 類聚三代格 弘仁三年二月廿日詔。  
⑩ 大石良材氏「譜第郡司の性質」(『西田先生頌寿記念日本古代史論叢』所収)、その他、新野直吉氏「桓武朝における郡司層の動向」(『古代学』一〇―二・三・四)、等参照。尚、梅田義彦氏はこの変化を論じて「これ譜第の偏に沈淪するを哀れんで、累代の門葉登用の途を復した」とされたが、史料上もそれを認めることはできない(同「神郡行政の特性とその変遷」『国民生活史研究』4所収)。
- ⑪ 日本後紀 弘仁三年六月壬子(26)条。  
⑫ 類聚三代格 弘仁三年八月五日太政官符(日本後紀 弘仁三年六月

壬子(26) 条)

⑬ 大石良材氏前掲論文。

⑭ 日本後紀 弘仁二年四月丁丑(14) 条。

⑮ 類聚三代格 弘仁十年六月二日太政官符所引同年三月十四日太政官符。

⑯ 日本後紀 弘仁三年五月戊寅(21) 条。

⑰ その他、田園から田籍への変化(弘仁十一年十二月二十六日官符)や、農業のために山林が重要だとする点(弘仁十二年四月二十一日官符)などその例は数多い。

⑱ 類聚三代格 弘仁十一年七月一日太政官符。

⑲ 林陸胡氏「藤原緒嗣と藤原冬嗣」、『歴史教育』一〇一五、北山茂夫氏「摂関政治」(『岩波講座 日本歴史』4所収)等もこうした点について触れられている。先述したように、藤原園人が神野親王の皇太子伝として側近に侍していたことを考えれば、その神野親王が即位すると同時に、藤原冬嗣が政界の中樞部に登場してくることもかかる観点から、十分理解しようところとおもわれる。

⑳ 類聚三代格 天長元年八月廿日太政官符。

㉑ 類聚三代格 弘仁十一年閏正月廿一日太政官符。

㉒ 類聚三代格 天長元年八月廿日太政官符。

㉓ 公宮田の研究史については田名綱宏氏「大宰府管内の公宮田経営について」(『歴史学研究』二七三)、原島礼二氏「公宮田と正長の経営に関する二、三の問題」(『歴史学研究』二七六)等を参照されたい。

また公宮田の先駆的形態として石見国宮田に注目し、平安初期政治史上に位置づけたものとして門脇二氏「九世紀における『帰化人』の役割」(『古代文化』九一五)がある。同じく九世紀の著名な事件である元慶官田についても、かかる観点から理解することができるが別稿にゆずる。

#### 四 新政治体制の形成

右のように政策の現実化と官人統制の強化という動向が決定的となったのは弘仁末年のことであった。すでにそれ以前から諸国で民衆の「狂言」が信じられ、なかには国家を批判するものもでるに及んでいた<sup>①</sup>。律令支配を脱して私的大土地所有者のもとに逃散する公民も決して少くはなかったであろう。かかる状況のなかで、班田農民の没落・郡司の私的収奪等による社会不安を一層促進したのは、弘仁八・九年(八一七・八)にはじまる水旱による飢饉、及びそれにつづく疫病の流行、特に弘仁十年(八一九)から十三年にかけての凶作であった<sup>②</sup>。

この凶作のなかで、国家財政の危機が到来するや、公卿等は評議して「しばらく五位以上の封禄の四分の一を割き以て公用に均うる」こと<sup>③</sup>にしたとか、或は「百姓困窮し肩を息むる所なき」がために「宜しく諸国脚夫の部下の役は自今以後永く停止に従うべき」こと<sup>④</sup>にしたことなどは、すべてかか客観的状況のなかで出された政策なのである。もはや自らの封禄を減らしてでも律令的社会秩序を再建させ

ること——直接には社会不安を解消させること——こそ貴族層にとつて第一になさねばならぬ問題であつたのである。

それは明らかに現実への妥協政策であつたのであるが、律令支配の困難さは更に別の点にもあつた。先の「狂言」に示されるような社会不安をおさえるため、或は当時の政治的道德からすれば当然でもあつた賑給すらも国司によつて主体的に利用されるにいたつていたからである。彼らは賑給数を実際より多く申告して私利を増していた<sup>⑤</sup>。しかもそれは決して限られた例外ではなく、一般的であつたといふことは、律令国家にとつて現実支配の一層の困難さを示すものであつた。その点で僧景戒の「日本靈異記」の最後の部分は嵯峨朝の動向をもつとも端的に示しているといえる<sup>⑥</sup>。

（官略）又何以知<sup>（陰魂）</sup>聖君耶、世俗云、国皇法、人殺罪人者、必随<sup>（陰魂）</sup>法殺。而是天皇者、出<sup>（陰魂）</sup>弘仁年号<sup>（陰魂）</sup>傳<sup>（陰魂）</sup>世、応<sup>（陰魂）</sup>殺<sup>（陰魂）</sup>之人<sup>（陰魂）</sup>成<sup>（陰魂）</sup>流罪<sup>（陰魂）</sup>、活<sup>（陰魂）</sup>彼<sup>（陰魂）</sup>命<sup>（陰魂）</sup>以<sup>（陰魂）</sup>人<sup>（陰魂）</sup>治<sup>（陰魂）</sup>也。是以<sup>（陰魂）</sup>拙<sup>（陰魂）</sup>知<sup>（陰魂）</sup>聖<sup>（陰魂）</sup>君<sup>（陰魂）</sup>也。或<sup>（陰魂）</sup>人<sup>（陰魂）</sup>誹<sup>（陰魂）</sup>謗<sup>（陰魂）</sup>非<sup>（陰魂）</sup>聖<sup>（陰魂）</sup>君<sup>（陰魂）</sup>、何以<sup>（陰魂）</sup>故<sup>（陰魂）</sup>、此<sup>（陰魂）</sup>天<sup>（陰魂）</sup>皇<sup>（陰魂）</sup>時<sup>（陰魂）</sup>、天<sup>（陰魂）</sup>下<sup>（陰魂）</sup>旱<sup>（陰魂）</sup>厲<sup>（陰魂）</sup>有<sup>（陰魂）</sup>。又<sup>（陰魂）</sup>天<sup>（陰魂）</sup>災<sup>（陰魂）</sup>地<sup>（陰魂）</sup>妖<sup>（陰魂）</sup>飢<sup>（陰魂）</sup>饉<sup>（陰魂）</sup>難<sup>（陰魂）</sup>繁<sup>（陰魂）</sup>多<sup>（陰魂）</sup>有<sup>（陰魂）</sup>、又<sup>（陰魂）</sup>養<sup>（陰魂）</sup>鷹<sup>（陰魂）</sup>犬<sup>（陰魂）</sup>取<sup>（陰魂）</sup>鳥<sup>（陰魂）</sup>猪<sup>（陰魂）</sup>鹿<sup>（陰魂）</sup>、是<sup>（陰魂）</sup>非<sup>（陰魂）</sup>慈<sup>（陰魂）</sup>悲<sup>（陰魂）</sup>心<sup>（陰魂）</sup>、是<sup>（陰魂）</sup>儀<sup>（陰魂）</sup>非<sup>（陰魂）</sup>然<sup>（陰魂）</sup>、食<sup>（陰魂）</sup>国<sup>（陰魂）</sup>内<sup>（陰魂）</sup>物<sup>（陰魂）</sup>、皆<sup>（陰魂）</sup>国<sup>（陰魂）</sup>皇<sup>（陰魂）</sup>之物<sup>（陰魂）</sup>、指<sup>（陰魂）</sup>針<sup>（陰魂）</sup>許<sup>（陰魂）</sup>末<sup>（陰魂）</sup>、私<sup>（陰魂）</sup>物<sup>（陰魂）</sup>都<sup>（陰魂）</sup>無<sup>（陰魂）</sup>也。国<sup>（陰魂）</sup>皇<sup>（陰魂）</sup>随<sup>（陰魂）</sup>自<sup>（陰魂）</sup>在<sup>（陰魂）</sup>之<sup>（陰魂）</sup>儀<sup>（陰魂）</sup>也。雖<sup>（陰魂）</sup>百<sup>（陰魂）</sup>姓<sup>（陰魂）</sup>、

敢誹之耶。（下略）

景戒が国内の物は「国皇のまにまに自在の儀なり」と王道論をもちださねばならなかつたことは、彼自身が、誹謗の原因とした嵯峨朝の旱厲や飢饉を否定しえなかつたことを示しているのである。これは社会不安が万人の認めざるをえなかつたことを示して興味深いではないか。

かかる弘仁末年の状況のなかで、律令国家その支配を維持しようとする以上は、政策の現実化と官人統制の強化とを一層徹底的におし進める必要にせまられたのである。天長元年（八二四）八月廿日の一連の公卿奏言は、いわばかかる動向の集約的表現であると同時に、当時における公卿の政治を知るうえにきわめて注目すべきものであるとおもわれる。最後にそれをやや詳しく検討しておきたいとおもふ。

現在知りうる天長元年八月二十日の一連の格とは左の十二の内容を含んでいるようである。

まず注目されるのは、同一日にこれだけの新政策がでているということであるが、しかし、ここでこの一連の格に注目するのは単にその内容が多方面にわたるからではない。

内	容	奏状者	出典
扨 <sub>レ</sub> 良吏 <sub>二</sub> 事	A	藤原冬嗣	類聚三代格A
順 <sub>レ</sub> 時令 <sub>二</sub> 事	"	"	"
遣 <sub>レ</sub> 巡察使 <sub>二</sub> 事	D	藤原緒嗣	"
举 <sub>レ</sub> 賢避 <sub>レ</sub> 邪事	B	良岑安世	"
扨 <sub>レ</sub> 国守 <sub>二</sub> 事	C	"	類聚三代格 天長2・7・8所取
(借 <sub>レ</sub> 授郡領榮級 <sub>二</sub> 事)			
令 <sub>レ</sub> 諸氏子孫咸誦 <sub>レ</sub> 經史 <sub>二</sub> 事		多治比今麻呂	類聚三代格A
国司公廨不填論定未納事		桶常	貞觀交替式
諸社封物令 <sub>レ</sub> 国司檢校 <sub>二</sub> 事		"	"
停徵 <sub>レ</sub> 課欠駒直 <sub>二</sub> 事		清原夏野	類聚三代格
応 <sub>レ</sub> 諸国荒田令 <sub>レ</sub> 民耕食 <sub>二</sub> 事	E	"	類聚三代格
朝集使事			

まず第一には右表からも明らかのように、それらがすべて当時の公卿奏言によっているという点に注目しておく必要がある。それを前提として次に内容を検討して行くと、その各々の間に相矛盾するものがないばかりではなく、むしろそこに一貫した主張がみられるのであって、これこそ注目しなければならぬ第二の点である。以下、本稿の主題に従って直接支配機構にかかわるものに限って検討しよう。

A 扨<sub>レ</sub>良吏<sub>二</sub>事

臣聞 登<sub>レ</sub>賢委<sub>レ</sub>任為<sub>レ</sub>化之大方 審<sub>レ</sub>官授<sub>レ</sub>才經<sub>レ</sub>国之要務 今<sub>レ</sub>諸国牧宰或欲<sub>レ</sub>崇<sub>レ</sub>修治化<sub>レ</sub>樹<sub>レ</sub>之風声則拘<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>法律不得<sub>レ</sub>馳驚<sub>レ</sub>郡国殄瘁職此之由 伏望 妙簡<sub>レ</sub>清公美才以<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>諸国守介<sub>レ</sub>其新除守介則特賜<sub>レ</sub>引見<sub>レ</sub>勸<sub>レ</sub>諭治方<sub>レ</sub>因加<sub>レ</sub>賞物<sub>レ</sub>既而政積<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>着加<sub>レ</sub>增<sub>レ</sub>寵爵<sub>レ</sub>公卿有<sub>レ</sub>闕<sub>レ</sub>隨即擢<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>又反<sub>レ</sub>經制<sub>レ</sub>亘<sub>レ</sub>勤不<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>己者<sub>レ</sub>將從<sub>レ</sub>寬恕<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>拘<sub>レ</sub>文<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>者

B 扨<sub>レ</sub>国守<sub>二</sub>事

国守者古之刺吏也 当<sub>レ</sub>仁之人不可<sub>レ</sub>多得<sub>レ</sub> 伏望 令<sub>レ</sub>良<sub>レ</sub>守兼<sub>レ</sub>帶<sub>レ</sub>諸国<sub>レ</sub>小大之政從<sub>レ</sub>其所<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>兩僚屬亦依<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>之(下略)〔亘<sub>レ</sub>試<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>国<sub>レ</sub>明知<sub>レ</sub>治否<sub>レ</sub>然後令<sub>レ</sub>兼<sub>レ</sub>之〕

C (借<sub>レ</sub>授郡領榮級<sub>二</sub>事)

郡領者今之県令也 親<sub>レ</sub>民行<sub>レ</sub>化实在<sub>レ</sub>斯人<sub>レ</sub>一時澆俗薄称格者希 伏望 善政為<sub>レ</sub>国司所<sub>レ</sub>举<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>者 借<sub>レ</sub>授<sub>レ</sub>榮級<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>展<sub>レ</sub>然後考<sub>レ</sub>績依<sub>レ</sub>実<sub>レ</sub>与<sub>レ</sub>奪<sub>レ</sub>者

D 遣<sub>レ</sub>巡察使<sub>二</sub>事

古者分<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>八使<sub>二</sub>巡<sub>レ</sub>行風俗考<sub>レ</sub>牧宰之治否<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>人民之疾苦<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>宣<sub>レ</sub>風展<sub>レ</sub>義举<sub>レ</sub>善彈<sub>レ</sub>違也 伏望 量<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>件使<sub>レ</sub>考<sub>レ</sub>其治否<sub>レ</sub>者

E (朝集使事)

國中之政朝集使可<sub>レ</sub>申 而或附<sub>二</sub>史生<sub>一</sub>至<sub>二</sub>于問<sub>一</sub>政譬如<sub>レ</sub>面<sub>レ</sub>  
 増 伏望 差<sub>二</sub>官長<sub>一</sub>副<sub>二</sub>史生<sub>一</sub>一人其<sub>二</sub>國滯<sub>一</sub>政於<sub>二</sub>玉階<sub>一</sub>之前<sub>二</sub>令<sub>一</sub>  
 面陳言<sub>一</sub>然後罷却便留<sub>二</sub>史生<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>遺政<sub>一</sub>者

先述したように、これらは内容的に相関連連しており、別々に論ずることは困難であるが、一応中核であるA史料から検討しよう。

A史料で意図する支配とは、「清公美才」なるものをえらんで国司とし、彼らそれぞれの「治方」に従って政治を行い、その結果政績きこえたものには特に官位を授け、場合によっては公卿にまで登用しようというのである。すなわち、地方行政にすぐれた官人を中核として構成しようとしているのである。すでにのべてきたような地方支配の動向は官人構成の面ではかかる新対策を生ぜしめるにいたった。しかし、ここで「良吏」とされた官人とは単に右の点で特色をもつのみではなく、むしろ注目すべきは、ここで主張する地方政治とは決して従来からの形式的な律令による政治ではない、ということである。奏状に明らかかなようにそれは当時の国司がよりよい——律令国家にとって——地方行政を企図しても律令に左右されて効果をあげえない

という反省からきていた。したがってこの政策のなかで主張されるのは決して形式ではなく、実際の効用であり、いわば名をすてて実をうる政策といわねばならぬ。すでに論じたように農民の困窮・逃散が決して特殊ではないという情況のなかで、律令体制を維持するためには国郡司を今一度律令体制側に再把握することこそが急務であり、その手段として着目されたのが、「伴渠」をつくった大伴今継のような数少ない「良吏」の動向だったのではあるまいか。純粹な律令官人が少くなればなる程律令国家は彼らを前面にださねばならなかった。同一階層からの再生産として特色づけられる八世紀の官人構成の実態<sup>⑦</sup>からすれば、上級支配者にとっては明らかに一つの妥協を示したこの政策で、公卿にまで登用しようとする「良吏」とは律令支配という範圍において、法には拘らず地方行政に成果を示した官人であった。

これは決してB史料のいうところと矛盾するものではない。ここで諸国を兼帯し、その政治の具体化や下級官人（僚属）は任意とされた「良守」とはまさに仁<sub>二</sub>清公美才<sub>一</sub>のそれであり、またそれが形式で決定されるものでなか

ったことは格として公布されるとき、まず一國で成果を確かめた上で兼帯するようになっているところからも推定しうるものであり、まさに先の「良吏」に他ならぬのである。

ここに諸国の政治——具体的政策と官人——はかかる「良守」「良吏」という個人に、一任するにいたる。かかる政治が実際に展開されたことはさまざまの側面から実証できる。地方支配に効果をあらわしたものが特に重用されたことは、その信濃介としての治績が後人の及ぶところにあらずとして牙笏等を給わった安倍安仁や、天長四年に遠江守としての治化を善しとして従五位上を授けられた藤原衛などの例から明らかである。又「良吏」がその部下の官人を個人の意志で選択しえたことは、斉衡二年正月大宰大貳となった正躬王が妙しく僚属を選んで橘朝臣良基と巨勢朝臣夏井とを大宰少監としたことからもしられる。

こうして諸国の政治を一任された「良吏」によって、更に一段下部の単位である郡はどのように支配されるべきであったか、それに対する解答がC史料である。郡司の「善政」は国司「良吏」の挙申によって借りて官位を授け、以降の郡司の言動によって正式に授けるか否かを決定するとい

うのである。公民支配という点ではもともと直接的であり、それだけに現実支配の一つの足がかりをもつ当時の政治においては特に重要であった郡司に対する支配権も、すべては「良吏」に一任されたわけである。この政策に至る郡司対策の変化の政治的意味についてはすでに前節でのべたところであるが、この郡司対策が政治的に「良吏」支配の一環の表現であり、かつ現実的で慎重なものといえよう。かかる点からわれわれは中央貴族官人の律令国家の歴史からの教訓の自覚を見出すのであって、この点こそが平安初期政治成立の直接の背景であったといえよう。この政策の具体的展開は史料にはいわゆる郡司の「五位借授」のなかを示されている。

このように「良吏」個人に地方政治を一任するに中央政界での問題は、一つは「良吏」の選択のいかんであったが、今一つは地方監察の強化であった。前者は直接公卿自身の問題であるが、後者に対する政策がD史料の巡察使派遣であり、E史料の朝集使に「官長」を差す政策である。かりに内外官に清正灼然なる者を取り、国内の豊儉得失を檢校し、政迹を推檢し民憂を慰問し、百姓の疾苦を採訪するべ

きてあった巡察使の派遣は、律令的<sup>①</sup>地方政治の正常な運行、更に一般班田農民の実情を視察し律令的取奪の維持を目的としていた。本質的にはここでも何ら変化はないが、ただここでその目的が人民の疾苦を問うことよりも牧宰の治否を考へることにおかれていたということ——形式的にもせよ——は、公民の分解がもはや決定的なる当時においては律令的<sup>②</sup>地方行政維持の唯一の残された場が国司、「良吏」の治否以外には存在しえなかつたことの表現と考えられ、その点で注目しなければならぬ。朝集使に「官長」を差し、直接に「玉階」の前で陳言することともに、かかる点においてすぐれて平安初期の状況を反映しているとみられるが、いかがなものであろうか。それは明らかに延暦期から新たな展開をはじめた地方政治の刷新という動向の一つの局面を示している。

かかる「良吏」を中心とする政治機構は、律令制の根本的理念を逸脱してはならぬという守旧性と、実態把握とそれに対する有効な政策をという現実性とを兼ねそなえた国司、地方行政を中心として中央政界をも構成しようとするものであった。「良吏」政治の形態とはかかるものであつた。

たのである。それは明らかに今までのべてきた九世紀初頭の公卿層の統一による政界全体の新しい政治的動向の体制化であつたとみてよい。門脇禎二氏の指摘された平安初期における新政治の基盤もこうしてつくられたのではあるまいか。

そうして、かかる「良吏」国司の展開こそは先にのべた「薨卒伝」の特質と無関係ではないようにおもわれるのである。「伝」に諸国での治績が他に比較して詳しく記載されたのは、その背後にかかる律令政治の変質が存在していたことを十分に考える必要があるのではあるまいか。「薨卒伝」もかかる社会的政治的動向を反映していたといふかはないのである。

① 日本後紀 弘仁三年九月辛巳（26）条。

「而して諸國に民は狂言を信じ、言上まことに繁く、或は言は國家に及び、或は妄りに禍福を陳べ、法を敗ぞけ紀を亂すに、斯より甚しきは莫し」とある。当時の農民のあり方について、詳しい史料をかかげて便利なものとして佐伯有清氏『新撰姓氏録の研究』研究篇（第四）をあげることができる。

② 例えば日本後紀 弘仁五年七月庚午（25）条、類聚三代格 弘仁十一年十一月七日詔、同弘仁十三年正月二十六日太政官符など。この飢饉が貴族達にどの程度の衝擊であつたかは、疫病の百姓を養活したも

のには位階を叙すことにしたことからも知られる(類聚三代格 弘仁  
13・3・26官符)。

③ 類聚三代格 弘仁十一年十一月七日詔。

④ 類聚三代格 弘仁十三年正月廿六日太政官符。

⑤ 類聚三代格 弘仁十年五月廿一日太政官符。そのなかで国司の非法  
をあげているが、たとえば次のようにのべている。「たとえば国司申  
す所の飢民十方、使者実録するところは只此れ五万もし実を挿さずん  
ば五万既に隠す、国の例として既に之あり。」

⑥ 日本霊異記下巻「智行並具禪師重得入身生国皇之子縁第卅九。

⑦ 野村忠夫氏「律令官人の構成と出自」(大阪歴史学会編「律令国家  
の基礎構造」所収)。

⑧ 三代実録 貞観元年四月廿三日条。

⑨ 文徳実録 天安元年十一月戊戌(5)条。その他地方政治の功績に  
よって叙位されたことの明らかなものに紀朝臣深江・藤原朝臣長岡・

春枝王・清原真人有雄などがある。

⑩ 三代実録 仁和三三年六月八日条、橘朝臣良基伝。

⑪ この点については鈴木鏡彦氏「郡司の五位借授について」(愛知学  
院大学論叢「三」)がある。しかし氏は五位借授の格が出された要因と  
して、国郡司の一般的な反律令的行為を考えられているが、ここでい  
う、国司は一連の格と共に考えられ良国守とみるべきであろう。又押部  
住周氏はその要因を財源の不足に求め「経済的・身分的特権を附与し  
ない制度」と考えられているが、史料上それを確認できない。それが  
借授制の根本的な問題ではあるまい。(同「八・九世紀の在地家族に  
関する一考察」『史学研究』八一)。

⑫ 詳しくは機会があれば論じたいが、一応の概観は、阿部猛氏「古代  
地方行政監察機関の一考察」(『歴史学研究』二五七)になされている。

### むすびにかえて——新政治の意義——

以上、わたくしは平安初期における政治の特色について  
論じてきた。ここではそれを総括しつつ、その歴史的意義  
について論じてむすびにかえておきたい。

班田農民の動揺とそれにもなう国家財政の窮乏、国郡  
司の私的活動の一般化、更に地方豪族が新しい社会的役割  
を担って登場してくるといふ平安初期の一般的動向——律  
令体制の解体現象——、それは貴族層においては全階層の  
危機の到来を意味していた。そこでは政治は個人の利益で  
はなく、貴族層全体の利権獲得に重点がおかれ、ここにき  
わめて一時的であるにせよ貴族層統一の必然性があつた。  
そうしない限り、新しい現象(『勢力』)に対抗しえなかつ  
たろうからである。

かかる状況のなかで展開される政治、それは基本的には  
地方豪族≠富豪層に対抗して一般班田農民を律令国家体制  
のもとに再把握しようとする政策の展開過程として理解し  
なければならぬ。それがためには、政治は現実を素直に  
認識をするという点から出発を余儀なくされ、したがって



律令も部分的修正がなされねばならなかった。以前に比較すれば一層の正確な現実認識と官人統制を中核として政治は運営されていく。官人の側面に限っていえば、当時「良吏」として認められた良官能吏に地方行政を委ね、中央ではそうした現状認識にすぐれた官人を公卿に抜擢するといふ、それなりの新しきをもつ政治体制の登場こそがその具体的表現であった。かかる政治機構は疫病の流行・飢饉の連続により社会不安が一層深化した弘仁末年から天長初年にほぼ完成の域に達した。

この「良吏」を通じて公民を再び把握しようとした新政治は、従来の公式主義に陥りがちであった律令政治に比較すればたしかに新しきをもつてはいたが、それは逆に左の点において困難な問題をもっていた。

第一にはすでに本文で触れたように、これは官人の国家依存を前提とすると同時に国司の私的収奪が増加するなかで、「良吏」は絶対数として少数派であったということである。その点でこの新体制には自から限界があったとみなければならない。

第二にはさきの点にも関連するのであるが、官人機構の

面に限っても、「良吏」が治績をあげようとするればする程、その下級の僚属においては一層事務が多忙になり、そこに自から反目が生じ事務——支配——は円滑を欠くに至るといふ点である。山田春城・橘良基の場合などはそれをもつとも典型的に示している。

仁寿三年（八五三）、山田春城が駿河守であったとき、彼の傍吏・百姓は清察を嫌い阿気大神の称宜・祝等をして「奇異の事を以て国司庶人を誑誤」させていた。彼はその訛偽をただし、その結果妖言が絶え、傍吏諸人はその聰察に服したという<sup>①</sup>。また伊予・丹波・信濃等の諸国で轉理のほまれ高く、時の人も循良をもって相許していた橘良基は「情は進取にありて退素をもって自守すること能わず、又性は強梁にして推屈する所なし、心に悪くむ所は僚佐というとしも、未だ必ずしも含忍せず」といった気一本の性格の持主であった<sup>②</sup>。それは彼にとつて「良吏」の条件であったと同時に欠点でもあったのであるが、とにかく僚佐との関係が円滑ではなかった。しかもそれは単に官人に対してのみならず治下の百姓についてもいえることであつたらしい。

彼が信濃国守であつた仁和元年（八八五）、同国筑摩郡の百

姓辛大甘秋子がその居宅と家人男女七人とを焼き失ったことを太政官に愁訴している。<sup>③</sup>理由ははっきりしないが、それは以前(何らかの理由で)秋子を捉え毆傷した良基が、秋子の訴によって秋子が放免され自分が譴責されたのをうらんで、坂名井子繩麻呂と大原経佐とをして行わせたものであった。三代実録はこれを「積怨之漸、辱家人に及ぶ」としている。<sup>④</sup>また良基は、「轉理を以て、紀を見」たという丹波守時代には、先とは逆に左近衛府近衛であった品治繼名・香山宗守・紀家雄・貞根常雄等十六人によって陵轍されたことがあった。<sup>⑤</sup>恐らく王臣家との対立にでもよったのであろう。「良吏」政治の効果もいよいよ疑わしなってきた。このように九世紀も末葉になると紀今守の体を帰放し「良吏」の最とされた橘良基の政治も、その矛盾を多方面に露骨にあらわさざるをえなかったのである。かくして新政治はより矮少化した形で、官衙の内からも矛盾を露呈するにいたるのである。

更に第三には、先にもふれたところであるが、かかる「良吏」の政治は、在地の再編(國家による)が未だ可能な段階においてのみ有効な方法であったという点である。ここ

ではその一例として加賀国の場合を記しておこう。

弘仁十四年(八三三)二月に越前国江沼・加賀兩郡は別に加賀国とされ中国となった。<sup>⑥</sup>それは二郡が越前の国府から離れており不便であり、或は「郡司郷長、意に任せて侵漁し、民は冤屈を懐くも路遠く訴うることなく、深酷堪えず、逃散する者衆」といった有様だったからである。ところが僅か二年を経た天長二年(八二五)正月に加賀国は上国とされた。それは「課丁田疇其数差益」したからであった。<sup>⑦</sup>ところでその間この越前・加賀二国の国守が、紀末成であった点こそ注目すべきである。彼こそは「良吏」の一人に他ならなかった。彼が在地でいかなる支配方法を用いたかは知る術もないが、二年間で上国になりえたことは、方法のいかんによれば律令的支配をたてなおしうるだけの可能性を地方がもっていたことを示し、ここから「良吏」の展開のもたらした成果の一端を推定してよからうとおもう。こうした可能性の消失する過程は藤原朝臣保則の動向にも示されるが、いずれ別に考えてみたい。<sup>⑧</sup>

このように「良吏」を中核とする新政治はさまざまの矛盾を内包していたのである。にもかかわらず、それを中核

としなければならなかったのが平安初期の政治であった。したがってそれは、律令政治の変質でしかなくそれを脱脚したものではありません。あくまで儒教の合理性の一面を客観点状況のなかで実現しえたというにすぎず、体制とするにはあまりに不安定だともいえよう。しかし逆にその不安定性の故にこそ、律令制の末期にあつた平安初期政治の歴史的特質をもっとも端的に示しているといわねばならぬ。さきへのべたように、諸々の条件のバランスの上にもだその政治が可能であつたということこそが、平安初頭を相対的に安定たらしめえた条件ではなかつたらうか。

したがって、この平安初期政治の崩壊もすでに目前にせまっていた。だがそうだからといってこれを過少評価してはなるまい。それは七世紀以来の律令政治の歴史にとつて最初の変質であつたし、律令制はこうした一つ一つの変化をへてはじめて崩壊にいたるものだからである。こうして律令貴族たちは平安初期政治とその挫折のなかで地方末端にまで官人支配を貫徹することの不可能なことをいやおう

なく知らねばならなかった。唐突のようではあるが摂関政治の特質と成立とを条件づける一つの前提はここにあつたようにおもわれるのである。

- ① 文徳実録 天安二年六月己酉（20）条。
- ② 三代実録 仁和三年六月八日条。
- ③ 三代実録 仁和元年四月五日条、同年十二月二十二日条。
- ④ 三代実録 仁和三年六月八日条、橘朝臣良基伝。
- ⑤ 三代実録 元慶三年九月四日条。
- ⑥ 類聚三代格 弘仁十四年二月三日太政官謹奏（日本紀略では三月丙辰朔条に収められている）。
- ⑦ 類聚三代格 天長二年正月十日太政官符。
- ⑧ 彼の「伝」には出雲・常陸・大和・越前守として「並びに幹濟を以て聞え」とある（類聚国史六十六、天長2・12・壬寅）。こうした点を考えると、加賀国成立事情を地域的事情よりも、その背後の中央政界での経済的利益を考えられた遠藤元男氏の説には疑問が多く賛成しがたい（同「加賀国の成立事情について」『北陸史学』第六号）。

⑨ かかる平安初期政治の没落の一つの過程については拙稿『前期摂関政治』の史的位置（『日本史研究』六七）、また全般的な点については拙稿『九・十世紀の国家と農民問題』（『日本史研究』七一）参照。

（昭和三十八年一月成稿、同三十九年四月補訂）

（京都大学大学院学生）

Officials and the Degeneration of *Ritsuryo* 律令 Government  
at the Beginning of the *Heian* 平安 Era

by

Sojun Sato

In spite of the dissolving public 公民 and the tumultuous landholding and tax-bearing systems, it is the fact that *Ritsuryo* 律令 government could develop at any rate; and it is also established that the fact was substantially due to the immaturity of the class power to take the place of the ruling class in *Ritsuryo* government. A study on the aspect of direct governing enables us to understand it by analysing the then officials.....especially *Kokushi* 国司.....taken for “*Ryori*” 良吏 by the state. They, “*Ryori*”, had, in spite of the very officials of *Ritsuryo* government, the reality that had never been seen before.

To demonstrate it, this article, starting from the judgement of the importance of *Rikkokushi* 六国史 as a source book, traces to its cause of entrance on the stage and is to reach for its historical character. The opinion that the dissolving process of *Ritsuryo* government with various possibility cannot be properly understood by the traditional treatment of “*Ryori*” only as a exceptional case is the reason why “*Ryori*” was taken as a subject for consideration. The fact that most of the public 公民 under the “*Ryori*” in the ninth century still had substantial trend for the movement depending on the state rather than against the state caused a temporary success of this government, and in turn played an assuming part to secure the establishment of the *Sekkan* 撰関 political system as an ancient state which transformed the *Ritsuryo* state.

*Pao-p'u-tzū* 抱朴子 in his World (I)

by

Tadao Yoshikawa

People in the *Wei-tsin* 魏晉 era, emancipated from the authority of the traditional Confucianism, began to freely take their interest in every direction. It is a symptom that *Kè-hung* 葛洪 (283-343), author